

## 遺族年金における男女の処遇差

——遺族厚生年金の年齢要件を中心に<sup>(1)</sup>——

中 益 陽 子

## 1. 問題の所在

公的年金制度は、長期的な所得喪失のリスクに備える社会保険制度といえる。同制度のカバーする三つの保険事故、すなわち老齢、障害および生計維持者の死亡は、期間の幅はあれ比較的長期の所得喪失のおそれを招来しうるという性質と、保険の仕組みになじむ偶発性とを備えたものである。逆に、所得喪失のリスクを発現させる出来事でも比較的短期にとどまるもの（たとえば、傷病による数週間の欠勤）や故意に引き起こされるもの（たとえば、離婚）は、他の社会保険制度がカバーしていたり、あるいは端的に社会保険制度の対象とならなかったりする。一方、長期的な所得喪失を惹起するおそれがあり、なおかつ偶発的な性質をもつ出来事であっても、常に公的年金制度でカバーされるとはいえない（たとえば、財産の喪失のリスクを発現しうる激甚災害との遭遇

等)。このように、公的年金制度のカバーすべきリスクは、政策的に選択される。そうであるならば、保障の二一  
ズおよび保険技術的なカバー可能性の点からみて同様のリスクでありながら、公的年金制度の対象となるものと  
ならないものがあるといえ、平等や公平の観点から緊張関係を孕むとも考えられる。

この緊張関係は、現行制度が対象にしている前記の三つの保険事故（老齢、障害および生計維持者の死亡）の  
範疇でも想定しうる。というのも、現行制度上、保険給付の受給の可否は、原則として実際の所得喪失を確認せ  
ず、基本的には客観的に範囲を区切った「老齢」、「障害」および「生計維持者の死亡」の定義に該当するかで決  
まる。よって、その定義次第では、これらの保険事故の発生が所得へ与える実際のダメージ等とは無関係に、保  
険給付を受けられる者と受けられない者とが生じる可能性がある。このように、年金を受給できるが実際は所得  
喪失のない者と受給できないが所得を喪失する者という逆転現象が起こりうることから、この両者の乖離が大き  
く、年金受給可能な者とそうでない者との間に法的に許容しがたい不公平が生じていないかは絶えず問われるべ  
きである。

本稿では、このうち、遺族年金における男女配偶者間の処遇差の妥当性を検討する。具体的には、遺族年金に  
関して、夫には高齢期でなければ受給できないとの年齢制限が課されているが、妻にはこうした年齢上の制約が  
原則としてないことに焦点を当てる。この処遇差を巡っては、これまでの裁判において労働市場における男女差  
との関係での合理性が検討されてきた結果、学説でもその議論の枠組みに則りつつ是非が論じられることが多  
かった。その反面で、裁判で争われなかった側面については、主として社会保障審議会等での個別論点に関する  
議論に委ねられており、必ずしも制度全体を俯瞰した十分な検討がなされてきたとはいえないように思われる。  
しかしながら、後述のとおり、公的年金制度全体で概ね性に中立的な仕組みが構築されつつある今、遺族年金に

関して男女の配偶者間で処遇差が残されていることは、制度としての一貫性を保つことができているのか疑問がある。<sup>(3)</sup> 本稿は、こうした観点から、遺族年金の男女の処遇差について検討するものである。

なお、遺族年金における男女配偶者間の処遇差は、遺族基礎年金に関しては解消されている。他方で、性別による処遇差がある遺族年金は、災害補償制度（労働災害および公務災害に関する遺族補償年金または遺族年金）にもあるが、ここでは、とくに遺族厚生年金について検討する。<sup>(4)</sup>

## 2. 合憲性の問題を超えて

同じ配偶者であっても、妻を夫よりも優遇するとの取扱いは、これまでの社会保障制度で広くみられてきた。たとえば、本稿の検討対象である遺族年金を給付内容とする社会保険制度だけでなく、社会福祉制度等でも女性に比べて男性の受給要件に制約がある（あるいは、端的に男性を対象としない）仕組みが存在する（とくに母子や寡婦に対する優遇措置が多い。たとえば、母子及び父子並びに寡婦福祉法等<sup>(5)</sup>）。ただし近年、この男女の配偶者間の格差を女性側に合わせる形で均等にする改正が相次いで実施された結果、男女の配偶者間での異なる取扱いは以前よりは減っている。遺族年金における男女の処遇差も、前述のとおり、現在では国民年金制度に関しては解消されたため、問題となるのは、厚生年金保険制度や災害補償制度上のものであることになる。

この遺族年金における処遇差について憲法一四條違反となるかが問われたのが、地方公務員災害補償法上の遺族補償年金に関する最三小判平成二九年三月二二日集民二五五号五五頁（以下、「平成二九年判決」という）であった。同判決は、地方公務員災害補償法の遺族補償年金に関して妻に年齢要件がないことは憲法一四條に違反

しないとしたが、この判断は<sup>⑥</sup>、同様の仕組みを採用する労働者災害補償保険法の遺族補償等や、本稿が対象とする厚生年金保険法の遺族厚生年金にも及ぶと解する余地がある。<sup>⑦</sup>

しかし、現行制度の合憲性や平成二九年判決の妥当性とは別に、遺族年金に関する男女間処遇差の政策上の是非はいずれにせよ問われるべきである。というのも、処遇の平等という観点から憲法一四条の要請を満たす均衡ポイントには複数の選択肢が考えられるためである。したがって、そのうちのいずれをもつて制度構築するのが最も適切かは、現行制度が憲法一四条に違反すると考えるときはもちろん、平成二九年判決のように違反しないと評価したとしても、なお立法府が検討すべき課題として残るといわねばならない。違憲でないとの評価が制度の趣旨に最も適していることを意味しないためである。このように、立法府は、司法府による合憲ないし違憲の判断にかかわらず、常に最適解を探り続けるべき使命を負うべきである。

また、本稿が対象とする男女の処遇差に限らず、社会保障制度における平等を考えるときには、アフアーマタイプ・アクションないしポジティブ・アクションにおける平等を考えるのに似た構造となることにも注意を要しよう。とくに社会保障制度上の優遇者と非優遇者との関係性は、社会一般にみられる関係性とは逆の構造となる場合がありうる。つまり、ある主体に関する社会保障制度上の給付は、その者の生活保障上のニーズに即して行われることからすれば、こうしたニーズを有する者は一般的にはリスク等の発現した（または、その蓋然性の高い）社会的な弱者であり、逆に社会保障制度上の給付を受けられない者は、社会的には優位に置かれた者ということになりやすい。このような関係性のもと、社会的に優位な立場の者（社会保障制度上の非優遇者）が社会保障制度上の処遇差を法の下での平等の問題として裁判で争うとすれば、社会的弱者としての社会保障制度上の優遇者自身は、訴訟上の反論の機会を欠いたまま不利な判断の帰結を強いられるおそれもないとはいえないだろう。<sup>⑧</sup>

そうであるならば、社会保障制度におけるこの種の処遇差の問題は、司法による判断よりは、同制度上の優遇者と非優遇者双方の意見が十分に反映されうる立法過程での議論を経たうえで最適な制度設計のあり方を探る方が望ましいことがあると思われる。とくに女性は、少なくとも人口のうえでマイノリティーではなく、民主的な政策決定が十分に機能しうるという事情もある。<sup>9)</sup>

いずれにせよ、最高裁が、遺族年金における男女配偶者間の処遇差について立法府に敬讓的な立場をとるとすれば、<sup>10)</sup> 最高裁の判断の評価や判決中で表面化した問題に限って処遇差を論じたのでは不十分であることを念頭に置くべきであろう。<sup>11)</sup>

### 3. 遺族厚生年金の目的

#### (1) 生計維持と従前生活水準の維持

以上のような観点から遺族厚生年金における処遇差の是非を検討するにあたってまず確認すべきは、同年金の目的である。

遺族厚生年金の目的は、遺族の生活の安定と福祉の向上を謳う法の目的（厚生年金保険法一条）や、被保険者または被保険者であった者の死亡当時、その者によって生計を維持した者を対象にするという受給要件（同五九条一項）からみて、受給権者たる遺族の生計維持にあるといえよう（最三小判平成一二・一一・一四民集五四卷九号二六八三号）。このこと自体にはあまり異論がないだろうが、そのために、遺族の生計維持の具体的な中身については、少なくとも裁判上では、これまであまり子細に検討されてこなかったように思われる。しかしなが

ら、その具体的な中身をどのようなものと捉えるかについては以下のように評価が分かれるとともに、目的の捉え方が異なれば、受給の対象者を画する受給要件の設定およびその解釈にも影響を及ぼすはずである。

この点、一つの考え方としては、ここにいう遺族の生計維持を、どの遺族にもある程度共通した一定水準の生活保障と理解する見方がありえよう。一方、この場合の生計維持を従前生活水準の維持と捉えれば、保障される水準は、被保険者および遺族によって異なりうる。いずれの見方が妥当かについては、全被保険者に共通の基礎年金（老齢基礎年金の満額が被保険者共通の定額給付であり、これに基づいて障害基礎年金および遺族基礎年金の額も決まる）とそれに乗せられる報酬比例の厚生年金という給付の構造から推測される。すなわち、被保険者に共通の生活保障は基礎年金によって達成されたうえで、さらに報酬比例の厚生年金を支給するのであるから、厚生年金保険制度独自の意義は、被保険者等に対してその報酬に応じた従前生活水準を保障することにあるとみるのが妥当であろう。<sup>(12)</sup> 遺族厚生年金の目的が生計維持にあるということの意味は、この厚生年金保険制度独自の意義に沿って理解すべきと思われる。<sup>(13)</sup>

このとおり遺族厚生年金の目的が従前の生活水準の維持にあるならば、第二号被保険者等が死亡した以上は、家計単位での収入は相当程度変動するはずであり、少なくとも短期的には男女のいずれにも従前生活水準の維持の要請が存在しうる。<sup>(14)</sup> にもかかわらず、法は、次のとおり、遺族厚生年金の支給の要否を、主に年齢および性別によって判断する。これは、法が、従前生活水準の維持というよりは、年齢や性別によって兆表される稼働能力の点からこれを判断するからである。そうだとすれば、従前生活水準の維持は、稼働能力の発揮が期待できない者を保護するという要請に劣後すると位置付けられているともいえよう。

(2) 稼働能力の発揮が期待できない者の保護

具体的に遺族の範囲に関する次の要件をみてみよう。

まず、遺族厚生年金支給の対象となる遺族は、被保険者または被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫または祖父母である。ただし、妻以外の家族については、夫、父母または祖父母に関して五五歳以上であること（なお、六〇歳までは支給停止。厚生年金保険法六五条の二）、子（被保険者または被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときを含む）または孫に関して、一八歳に達する日以後の最初の年度末までの間にあるか、または二〇歳未満で障害等級の一級もしくは二級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないことが要求される（同五九条一項一号・二号）。三〇歳未満の妻については、子の有無によつて処遇が異なる。すなわち、遺族厚生年金の受給資格を取得した当時三〇歳未満の妻であつて遺族基礎年金の受給資格を取得しない（すなわち、子が不在）か、受給資格があつたが三〇歳に到達する日前に遺族基礎年金の受給資格が消滅したとき（すなわち、遺族基礎年金にいう子の要件を満たす者がいなくなったとき）には、前者の妻に関して遺族厚生年金受給権の取得日から、また後者の妻に関して遺族基礎年金受給権の消滅日から五年間の有期給付となる（同六三条一項五号）。

これらの要件の趣旨は、民間企業等の定年退職年齢（長らく五五歳定年制が一般的であつた）を参考にしたうえで、稼働能力を考慮するものとみられる<sup>16)</sup>。すなわち、遺族が稼働能力を発揮できる期間は、自身の就労により生活の糧を得ることが期待できるが、そうでない期間はこれが難しい。具体的には、男性に関しては高校就学期以下および定年退職後、そして女性についてはこれらに加えて、三〇歳未満であつて子のない者以外は年齢を問わず、稼働能力の発揮が期待できないとみていることになる。つまり、法は、主に年齢と性別を基準に稼働能力



の發揮の期待可能性を判別していることになる。

この結果、夫は五五歳以上でなければそもそも受給権が発生しないが、妻については、配偶者の死亡当時三〇歳未満であつて、なおかつ子のない者を除けば、他の失権事由（同六三条）に該当しない限りは、長期の支給を受けうることになる。<sup>(16)</sup>

#### 4. 基礎年金制度との整合性

##### （1） 第二次大戦後における各種の女性優遇措置

しかし、公的年金制度において女性優遇措置が多くみられた時代と現代とにおける状況の違い、ひいては現行年金制度内での整合性を考慮すれば、稼働能力の發揮を期待できない者の保護という要請を遺族厚生年金の主目的とみて、こうした者に女性全般をカテゴリーすることは、再考を要すと思われる。

まず、公的年金制度における女性の優遇措置について概観すれば、その端緒は、女性が厚生年金保険制度の対象となつた一九四四年に遡る。脱退率、勤続年数（保険料納付期間）および業務上の事故率等が男性労働者とは異なっていたことから、女性労働者をどのように制度に組み込むべきかは、その当時から懸案事項である。<sup>(17)</sup> このときには、保険料率はそのままに、給付面で女性を優遇するとの対策が取られたが、この処遇は、第二次大戦後も一定期間は解消されるどころかむしろ強化された。実際、男性よりも女性の厚生年金保険制度の保険料を低率とすること（一九四七年から一九八〇年まで）、<sup>(18)</sup> 寡婦年金・かん夫年金の受給年齢について寡婦の方を五歳低く設定すること（一九四八年から一九五四年まで）、同制度における脱退手当金に関する女性の要件を男性より



も緩和すること（一九四八年から概ね一九七八年まで）、女性の老齢厚生年金受給年齢を男性よりも五歳低く設定すること（一九五四年改正において男性の受給年齢を段階的に五五歳から六〇歳に引き上げることとなったが、女性については維持したため。なお、一九八〇年に経過措置を残しつつも、男女差を解消する方向となる）等の仕組みからもわかるとおり、第二次大戦後に導入された女性優遇措置はかなり多い。

遺族厚生年金の受給年齢の男女差も、この流れのなかに位置づけられる。とくに同年金の受給要件の男女差は、前記の各優遇措置のなかでも、脱退手当金の受給要件と同化する経緯を辿ったことが興味深い。脱退手当金とは、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定当初から存在した仕組みだが、老齢年金受給の機会を得ることが不可能と認められる場合の保険料掛け捨て防止の意味をもつ一時金的な性格の給付である<sup>19</sup>。とくに、当初の公的年金制度が純粋な積立方式として構築されていたことも大きいであろう。この仕組みは、第二次大戦前には男女で差がない仕組みであったものの、戦後は処遇差が生じた。すなわち、一九四八年以降は男性被保険者について常に年齢要件（一九四八年改正で五〇歳、一九五四年改正で五五歳、一九六一年改正で六〇歳）が課されており、一定年齢を超えなければ支給されないものであったが、女性被保険者に関しては短期加入を前提としており、一時期を除いて年齢要件が課されなかった<sup>20</sup>。とくに一九六一年改正で通算老齢年金（老齢年金の受給資格期間を各年金制度の加入期間を通算することにより算定し、各制度から期間比例の支給を行う老齢年金）が導入されたことに伴い、いったんは女性にも男性と同じく六〇歳以上という統一的な年齢要件が課されたにもかかわらず、紡績協会や全織同盟等の関係団体の与野党に対する働きかけを受けて、わずか四年後の一九六五年改正時には、女性について再び年齢要件のない給付に戻るという経緯を経ている（当初は改正法公布の日から六年間という期間限定の措置だったが、結局一九七八年まで続いた）。

一方、遺族年金は、一九五四年改正時に、寡婦年金・かん夫年金・遺児年金を遺族年金に統一する過程で、妻に関して四〇歳以上（ただし五五歳まで支給停止）、もしくは一八歳未満の子と生計を同じくしていること、との要件となる一方、夫については六〇歳以上と変更された。このときには、受給年齢でいえば一応五歳差を保っていたわけであるが、これが女性について年齢要件を課さない脱退手当金が復活した前記の一九六五年改正において、遺族厚生年金に關しても、夫の年齢要件は六〇歳としたまま、妻のみ年齢要件を撤廃している（四〇歳以上という年齢制限、および五五歳まで支給しないとの若年停止を廃止）。このとおり、脱退手当金と遺族厚生年金の年齢要件の推移を比較してみれば、遺族厚生年金の年齢要件は、脱退手当金の年齢要件に引き寄せられるように男女の処遇差が拡大したことがわかる。

## （2） 第二次大戦終結の影響

このような第二次大戦後における女性処遇の方向性を決定づけたのは、第二次大戦の終結そのものだったと思われる。というのも、戦争終結にあたってとられた復員者の原職復帰という失業対策は、戦時中に彼らを代替していた女性の失業という別の問題を生じさせたためである。こうして職を失った女性は、配偶者のある者は「家庭復帰」することが促されたが、そうでない者、とくに夫を戦争で失ったうえ幼子をかかえた未亡人には著しく困窮する者も多かった。政府としては、後者のように戦争のために生活に困窮する未亡人等を特別に援護すべき要請の前に立たされたことはもちろん、終戦に伴う政府の失業対策の反作用として家庭に押し戻される形となつた妻にも一定の配慮が求められたといえよう。このように、政府の戦後処理策が、戦前の男女格差の構造を延命させ、女性を稼働能力の發揮を期待されない者（よって、社会保障制度上のニーズの高い者）として固定し強化

した側面がある。これが、その後の社会保障制度における女性優遇の根の一つとなったと推測する。

以上のようにみれば、女性の困窮や女性が被保険者期間に関する受給要件を満たせなかったために自身の老齢年金受給権の確立にまでたどり着けない事態は、とくに第二次大戦の影響を直接に受けた者が多かった時代には、国によって保障されるべき性格がとりわけ強かつたともいえよう。遺族年金との関係でいえば、女性の勤続年数が短期にとどまることで老齢年金が高齢女性の老後の所得保障とならない状況を国が後押しした経緯があった以上は、妻の老後の所得保障を夫を介して実現することが、またその夫亡き後は夫ないし自身の老齢年金に代わってその役割を果たすべき給付が必要だったのであり、その役割を遺族年金が担う形となったことは自然だったろうと思われる。<sup>(22)</sup>

### (3) 基礎年金の創設

しかし、(1) でみた多くの措置は、一九八〇年代までには、性に中立的な形で解消される方向性が示された。前記のなかで最後まで残ったのは、遺族年金を除けば脱退手当金だが(性別による処遇差自体は、前述のとおり一九七八年に解消されている)、同手当も一九八五年の基礎年金の創設をもってその仕組み自体が廃止されている(ただし一九四一年三月一日以前生まれの者を除く)。これは、基礎年金の導入に伴って、国民年金の受給資格期間(保険料納付済期間と免除期間の合計)の要件を満たす限り、一か月の加入でも厚生年金が受けられるようになったためである。

と同時に、これによって公的年金制度は一階部分の基礎年金とその上乗せの厚生年金という二階建ての仕組みとなり、一階部分の基礎年金は、勤続年数の長短はもちろん、就労形態や就労の有無にかかわらず保障されるも

のとなった。また、基礎年金は、第三号被保険者の仕組みからも明らかのように性別にも左右されない。勤続年数が短期にとどまることから自身の老齢年金に繋がらないという問題は、被保険者の性別にかかわらず存在したはずであるが、性に中立的な基礎年金の仕組みによって、男女ともかなりの程度解消されたことになる。

さらに、周知のとおり、老齢基礎年金の受給資格期間は、二〇一七年八月以降は二五年から一〇年へと短縮されている。これによって、老齢基礎年金受給権の確立と、これと連動した要件となっている老齢厚生年金の受給も、以前よりも容易になったといえよう。併せて、二〇一六年一〇月以降、短時間労働者への厚生年金保険法の適用拡大が実施されたことも想起される。

以上のような制度下では、稼働能力の発揮が期待できない者を遺族厚生年金において保護するという要請は後退し、逆に、同年金がつ従前生活水準の維持という目的の重要性が相対的に強まったといえるであろう。この目的が遺族厚生年金の主たるものである以上は、前述のとおり、少なくとも短期的には、年収の多寡を問わず、また性別にかかわらず、遺族に対して同年金を支給する制度設計の方が親和的と考えられる<sup>23)</sup>。

しかしながら、さらに検討すべきは、後退したとはいえ、今なお稼働能力の発揮を期待できない者に対する保護を遺族厚生年金が志向する可能性である。事実、こうした保護と従前生活水準の維持とは相矛盾する要請ではなく、従前生活水準の維持の必要性を稼働能力の欠如に連動させることで（すなわち、一定期間を経て激変緩和の要請が薄れても、稼働能力の欠如期間は、従前生活水準維持の必要性が残るとみること）両立しうる。つまり、前記のとおり、従前生活水準の維持という目的からは、経済状況や性別を問わない（ただし、基本的には有期の）遺族給付が示唆される一方で、この目的は、稼働能力の発揮を期待できない遺族については、当該能力の欠如期間中は長期にわたり年金給付を支給するとの制度設計を許容するとも考えられないではない。そうである

ならば、基礎年金制度の創設後も、遺族厚生年金がどのような者を稼働能力の発揮を期待できない者として保護すべきかを探求する必要性は引き続き残る可能性もあろう。

## 5. 稼働能力と性別

### (1) 稼働能力の評価指標

3 (2) でみたとおり、現行制度は、遺族厚生年金で保護の対象とする稼働能力の欠如者を、主として年齢と性別によって画するものとみられる。この評価方法は、労働市場における男性および女性労働者の平均像に基づくある種のみなしといえる。評価を簡便に行えるというメリットはあるが、平均像から外れ、みなしと現実との乖離が大きくなるときには不公平感が生じるところに問題があろう。

この点、たとえば、雇用保険法や生活保護法でも、遺族厚生年金における稼働能力と重複の多い概念と思われる労働能力ないし稼働能力の存否が問われるため、比較対象として参考になる。両法が遺族厚生年金と異なるのは、これらの能力の存否を評価するにあたって、具体的かつ個別に、また多様な観点から現実に即してこれらの能力を看取しようとする姿勢がみられること、またその反面で性別が評価指標となっていないことである。<sup>(24)</sup>このことから、遺族厚生年金では、性別から看取された稼働能力が現実のそれないし他法の姿勢とは齟齬をきたしているおそれがあることは念頭に置くべきであろう。

実際、現在の日本における女性の就業状況をもつても、遺族給付について性別による処遇差を撤廃した国々と遜色ないか、それよりよい指標もある。<sup>(25)</sup>また、男女雇用機会均等法で募集を含めた就労の全過程において男女の均

等な機会と待遇の確保が義務化された一九九七年以降は、少なくとも法制度上の機会均等が達成されており、このような状況のなか、高所得の有職女性が必然的に発生することも看過しえない。そうであるならば、こうした高所得の有職女性配偶者に関しても遺族厚生年金を終生受給することが認められうる一方で（実際は、この場合には、高齢期において自身の老齢厚生年金を受給するケースが多いだろうが）、夫については、配偶者と死別するまで長らく無職であったとしても遺族厚生年金を受給できないという逆転現象がより発生しやすい状況になつているといえよう。

他方で、このような女性の就業状況の改善、ひいては労働市場における男女の差を問題とする見方自体も検討されてしかるべきである。というのも、相対的に少数であることが保障の要否に対する要諦といえるかは疑問が残るからである。たとえば、保険事故のレベルでも、障害や生計維持者の死亡（ただし、若年期）は、老齢に比べれば圧倒的に少ないが、いずれも保護の必要性からみて保険事故とされたと考えられる。そもそも何と何を比較して相対的多寡をみるかということ自体、自明のものではない。現行制度上は、生計自立能力のある女性は男性に比べて少数であることが性別による区別の一つの根拠と考えられるが、いったん長期の無職ないし非正規の就労生活を続けた者のなかでは、生計自立能力のある者はそうでない者に比べて少数である、という区分を立てれば、職歴の有無および内容等によつて区別するのが合理的とも考えられる。<sup>(27)</sup>

このとおり、問題は、労働市場における男女の差の様相ではなく、遺族厚生年金の目的との関係で、どのようなニーズをどう汲み取るかによると考えるべきであろう。このニーズを稼働能力を通じて測ろうとするときには、同能力を、就労に関するいずれの要素がどの程度あることをもつて評価するかの問題といえる。

(2) 性別指標の妥当性

このように公的年金制度が対象とするニーズを検討する際には、同制度のニーズの把握が抽象的にとどまることが多い点にも留意すべきと思われる。実際、遺族厚生年金が、ニーズを具体的に審査しない仕組みであることは、厚生年金保険法が、被保険者等の死亡時における生計維持関係のみを問題とし、その後の収入の変動や就労の有無等の審査を予定していないこと等からも推測される。女性を稼働能力の発揮を期待されない者とする類型化も、こうしたニーズ把握の抽象性の一環といえる。

このように審査が厳格でない理由としては、ニーズを抽象化して支給を認めても、保険財政上の安定を保ちやすいことが挙げられよう。というのも、遺族厚生年金が対象とする保険事故（生計維持者の死亡）<sup>28</sup>が、受給が長期に及びやすい被保険者の若年期には稀で、平均寿命に近づく高齢期になるほど頻発する一方で、その高齢期の給付は、受給期間が若年期の場合に比べて相対的に短期にとどまりやすい（少なくとも、老齢年金のニーズと同化する）ためである。

しかし、保険財政上の事情は、同じ厚生年金保険法上の給付である障害厚生年金にも該当するところ、同年金では全年齢において稼働能力を厳密に評価することとの均衡は鑑みられるべきである。実際、障害厚生年金における障害の程度は、日常生活または労働に対して著しい制限を受けるものに限定され（厚生年金保険法施行令三条の八、同別表第一および国民年金法施行令別表）、また変動しうるものとして実質的に判断されることからみても、稼働能力との関係は、遺族厚生年金における性別と比べてより直接的である。とすれば、前述の保険財政的な事情は、遺族厚生年金について、稼働能力を性別によって典型的に評価する根拠として決定的なものとはいえない。また、かりに保険財政的な事情からみて、実相との齟齬がある程度許されるとしても、その事情は男性



にも該当する。そうであるならば、夫である遺族について若年期からの受給を認めない根拠とはならないだろう。他方で、稼働能力の兆表指標としての間接性という点では、遺族年金や老齢年金等で用いられる年齢も、障害と比べれば、実相との乖離をより惹起しやすい指標といえる。しかし、だからといって、これを性別と同列に論ずるのは難しいだろう。なぜならば、年齢という指標は、時間の経過とともに多くの主体にとって享受の機会を得るファクターであるのに対し、性別はそのような性質がないためである。つまり、性別による区別は、本人の意思や努力で変更しがたいうえに固定的な要素によるものであり、これによって稼働能力欠如の救済が左右されるという事態は望ましいあり方とは思われない。また、同じくリスクを測る間接的指標とはいっても、年齢は年々加算されていくものであり、不可逆的に生じる老衰、ひいては稼働能力の減退を兆表する指標として現実とのギャップが少ないだろうが、性別と稼働能力とはそうした関係にない。さらに、遺族厚生年金の受給要件としての年齢は、高齢者雇用安定法が掲げる定年年齢の下限設定（六〇歳。高齢者雇用安定法八条）や児童期の高校卒業時相当年齢と連動していることからして、他制度との整合性もある。これに対して、稼働能力の有無やその発揮の期待可能性と性別との関係性は、男女雇用機会均等法をみれば明らかのように、これを関連しないものとみるのが労働法制の大勢であって、このことと遺族厚生年金の姿勢との平仄が合っているのか疑問とせざるをえない。

以上のように考えれば、稼働能力を発揮できるかの期待可能性を遺族厚生年金の枠内で汲むとしても、性別ではない別の指標を用いる方がやはり望ましいように思われる。たとえば、無職経験がその後の就業状況に影響を与えるとの研究や非正規労働から正規労働への転換の困難さを指摘する論考等<sup>30)</sup>に鑑みれば、配偶者死亡時点での遺族配偶者の就業状況（具体的には、配偶者死亡時において遺族たる配偶者が第三号被保険者であること等。当

該時点での第三号被保険者期間の長さ等を考慮することも考えられよう）は、少なくとも性別よりは公正な指標であろう。これに拠るのが難しい事情があれば、代わりに配偶者死亡時点での当該遺族の所得をより厳密に設定する（現行の八五〇万円よりも低くする）方法等も考えられる。<sup>①</sup>なお、激変緩和策の場合と稼働能力欠如者保護の場合とは、（かりに後者を対象とするとしても）要件を分け二本立てとすることになろう。

## 6. 保険料納付との関係性

### （1） 保険料納付に対する見返りとしての給付

他方で、基礎年金の創設によっても残された課題は、男女の賃金格差であったかもしれない。周知のとおり、現状では、男女の賃金額に格差がある結果として、二階部分の厚生年金の額については男女で差がつく傾向がある。これを補うために、第二号被保険者たる夫の死亡にあたって、妻については年齢制限を設けず、夫の年金受給を遺族厚生年金の形で引き継がせやすくする制度設計とみるわけである。

しかし、この考え方には、これまでにみた性別指標そのものへの懸念のほかに、次の二つの点で疑問が残る。

一つ目の疑問は、第三号被保険者死亡時の遺族基礎年金支給との整合性である。

周知のとおり、第三号被保険者は、配偶者である第二号被保険者の収入により「生計を維持するもの」とされ（国民年金法七条一項三号）、その逆の生計維持関係（すなわち、第三号被保険者が第二号被保険者の生計を維持する状態）は想定されていないとみるのが自然であろう。したがって、第三号被保険者の死亡時に、配偶者である第二号被保険者等に対して遺族基礎年金を支給する必要性は低い。このことから、二〇一二年における「社会

保障と税の一体改革」で遺族基礎年金の見直しが議論されたときにも、当初は、第三号被保険者死亡の際には同年金を支給しない方針であった。

しかし、現行制度上は、周知のとおり、第三号被保険者の死亡の際には、同者の配偶者である第二号被保険者も遺族基礎年金の受給資格を有しうる制度設計となっている（国民年金法三七条において、第三号被保険者が排除されていないことを参照）。これは、前述の見直し時の議論において、第三号被保険者が死亡前に保険料納付をした可能性を指摘するパブリックコメントの意見を容れて、当初の方針が変更されたためである。その意見とは、第三号被保険者が同号被保険者となる前に第一号ないし第二号被保険者として長期の保険料納付をしたケース<sup>(22)</sup>がありえ、これについて、死亡時に第三号被保険者であるというので遺族に遺族基礎年金を支給しないのは酷ではないかというものであった。<sup>(23)</sup>

この意見が受け入れられたということは、第三号被保険者死亡の際に遺された遺族には、遺族基礎年金を支給する必要性が低いとの認識にもかかわらず、とりわけ長期間の保険料納付に対しては見返りがあるべきだとの公平感が反映されていることとなる。また、こうした意見が、自ら保険料納付を求められない第三号被保険者に関して主張され、これが容認された点も看過できない。なぜならば、単に第三号被保険者が第一号被保険者や第二号被保険者として保険料納付をした可能性があるというだけで、実際の被保険者としての地位の変動や保険料納付等を確認するような仕組みもなく見返りを支給すべきであるならば、現実には保険料を納付した第一号被保険者や第二号被保険者についてはなおさら、この理由が当てはまるためである。当然、保険料を納付した者の性別は問わない。とすれば、長期の保険料納付に報いるべきとの理由は、年金制度における遺族年金全体に当てはまる（すなわち、遺族厚生年金にも共通のものであり、第二号被保険者として長期の保険料納付をした可能性のある

妻の遺族に遺族厚生年金を支給しないのは酷」ということになろう。

(2) 生別（離婚）時との均衡

二つ目の疑問は、離婚時における三号分割および合意分割の仕組みによって体现された、夫婦共同負担の保険料という考え方との関係性である。

三号分割については、「被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」という基本的認識の下に<sup>34</sup>、三号被保険者たる被扶養配偶者は、離婚時に、婚姻期間にかかる二号被保険者の被保険者期間の標準報酬の改定および決定を請求できることが条文中明記されている（厚生年金保険法七八条の一三・一四）。この趣旨は、合意分割でも基本的には変わりがないと解される<sup>34</sup>。なぜならば、二号被保険者および三号被保険者の夫婦に関して、二号被保険者の納付する保険料に婚姻期間中の夫婦相互の協力が反映されており、これを通じてそれぞれの所得保障を同等に形成していくという意味合いを見出せるならば、その事情は他のあらゆる夫婦について該当するためである<sup>35</sup>。さらに敷衍すれば、生別か死別かを問わず通用する立論でもある。

とすれば、三号被保険者死亡の際の遺族基礎年金だけでなく、この離婚時の三号分割および合意分割との関係でも、配偶者双方の就労形態や実際の保険料納付実績、また性別のいかんにかかわらず、夫婦の各配偶者について観念的には保険料納付を想定できるということになろう。事実、生別（離婚）の際には、性別にかかわらず、前記のとおり保険料納付実績が観念的に想定され標準報酬の改定請求をすることができ、これが将来の年金額に反映されるにもかかわらず、死別（遺族年金の支給場面）では、それまでの夫婦間の保険料納付に対する協力が

顧みられず、夫について男女配偶者間の賃金格差、ひいては年金額格差を解消する方策が封じられ、また妻の保険料納付実績は遺族のために生かされないという制度設計は、年金制度内で整合性がとれているのか疑問が残る。<sup>36</sup>

## 7. おわりに

以上のことから考えれば、稼働能力の発揮を期待されない者として女性を保護するという遺族厚生年金の制度設計は、基礎年金制度の創設以降は再考されてよい。稼働能力欠如者の保護の要請は、同制度の創設によってかなりの程度充足されると考えられるからである。この点が首肯されるならば、基礎年金制度創設以降の遺族厚生年金の意義は、従前生活水準を維持する報酬比例給付としての側面がより前面に出てくると考えられる。そして、こうした従前生活水準維持の要請が、男女によって異なるとは考えにくい。3でも述べた通り、第二号被保険者が死亡した以上、家計は相当程度変動を受ける。したがって、少なくとも短期的には激変緩和という意味での従前生活水準の維持の要請が性別にかかわらず生じるはずだからである。

また、こうした報酬比例の給付を形成する保険料納付の実績を性別によって異なるものとみるべきではない。六で検討したように、第三号被保険者死亡の場合の遺族基礎年金支給の理由付けや離婚時の保険料納付記録分割の仕組みとのバランスを考えれば、保険料納付にかかる実績は、遺族厚生年金でも男女で同様に評価されるべきである。

しかしながら、さらに考えるべきは、従前生活水準の維持を遺族厚生年金の主目的とみても、これに加えて稼働能力の発揮を期待できない者に対する配慮を同年金内でなすべきかである。すなわち、ここで従前生活水準の

維持を主たる目的とするということの意義は、稼働能力の発揮が期待できる者でも、従前生活水準の維持の必要性が認められるという点にある。しかし、従前生活水準の維持を主目的とみたらといて、稼働能力の発揮が期待できない者の保護の要請が基礎年金制度のみでは解消されず、引き続き厚生年金制度の課題として残るとも考えられる。換言すれば、従前生活水準の維持と考えても、稼働能力の発揮が期待できない者には、その維持の要請がやはり認められ、しかもその要請は、稼働能力のある者に比べれば長期（稼働能力の発揮が期待できない期間）に及ぶと解しうらるだろう。

しかし、かりに厚生年金保険制度の遺族厚生年金の枠内で稼働能力欠如者の保護を図るべきだとしても、そうしたニーズをもつ者を性別によって選り出すべきかは、また一考を要す。この問題への答えは、結局のところ、遺族厚生年金における稼働能力を何をもって測るか次第ではある。本稿としては、4および5で検討したとおり、性別は、稼働能力発揮の期待可能性を兆表する指標としては歴史的役割を終えており、現在ではその指標とするにはむしろ不適當なものと考ええる。

### 注

- (1) 本稿は、亜細亜大学法学部女性教員による共通論題「女性」の企画に基づくものである。
- (2) たとえば、近年のものとしては、第二一回社会保障審議会年金部会（二〇〇三年七月三日）や第二七回同部会（二〇一四年一月四日）、第八回同部会（二〇一九年三月二三日）の議事録を参照。
- (3) 立法上の課題を検討するこれまでの先行研究として、菊池馨実「遺族年金制度の課題と展望」社会保障研究一卷二号三五四頁等。
- (4) 遺族年金についてみれば、国民年金制度の遺族基礎年金は、二〇一四年の法改正まで子と生計を同じくする妻のみ

が受給権者であり、子と生計を同じくしても夫は受給権者とならなかった。一方、厚生年金保険制度の遺族厚生年金は、夫婦ともに受給権者となりうるが、後述のとおり、夫には五五歳以上（支給開始は六〇歳から）との年齢要件がある（厚生年金保険法五九条一項一号。また、前記のとおり、遺族基礎年金は、子が一八歳を超えれば原則として支給されなくなることもあり、妻が受ける遺族厚生年金には、自身の老齢基礎年金を受給できる六五歳になるまでは、中高年寡婦加算が支給される（同六二条）。ただし、死亡した夫の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二五年以上あり、なおかつ四〇歳以上で子のない妻（夫の死亡後四〇歳に達した当時、子がいた妻を含む）に限る。なお、二〇一五年以降、いわゆる二階部分に当たる各種の被用者年金制度は厚生年金保険制度に統合されているが、同年以降の各種共済組合法における退職等年金給付上の公務遺族年金にも、同様の年齢要件がある。たとえば、国家公務員共済組合法九一条一項および地方公務員等共済組合法一〇五条一項）。労働者災害補償制度や各種の公務災害補償制度上の遺族（補償）給付も、遺族厚生年金と同様に、夫婦ともに受給権者となりうるが、夫にのみ六〇歳以上との年齢要件がある（労働者災害補償保険法一六条の二第一項一号、国家公務員災害補償法一六条一項一号、地方公務員災害補償法三二条一項一号）。

(5) 上記の二〇一四年における遺族基礎年金に関する改正以外にも、児童扶養手当法は二〇一〇年改正まで、また母子及び父子並びに寡婦福祉法は二〇一四年改正まで、いずれも父子家庭を対象としていなかったが、現行法上は、母子家庭および父子家庭のいずれも制度の対象である。

(6) 下級審判決では、第一審の大阪地判平成二五・一一・二五労判一〇八八号三三頁について違憲、その控訴審である大阪高判平成二七・六・一九労判一一二五号二七頁で合憲と判断が分かれた。なお、子のいる妻のみを受給権者とする改正前の国民年金制度の遺族基礎年金に関しては、東京地判平成二五・三・二六およびその控訴審である東京高判平成二五・一〇・二（いずれも判例集未搭載）が合憲との判断を示している。

(7) 平成二九年判決については、合憲判断の理由付けが不十分であることを指摘して、本判決の先例的意義を高く見積もるべきではないとの指摘もある（浅野博宣・判批・ジュリスト一六一八号一五頁）。

(8) 人種をめぐるアフアーマティブ・アクションについて、アフアーマティブ・アクションの文脈で黒人と白人とが利益相反関係にあることから、アフアーマティブ・アクションに対する白人側からの違憲主張の場合に、違憲の主張・



- 立証が十分になされないまま黒人の利益が侵害されるおそれを指摘する見解として、高橋正明「アフアーマティブ・アクションの違憲審査の在り方について」帝京法学三〇巻一号一三二頁。
- (9) ただし、人口比が民主的な意見反映に直結しないおそれのあることが指摘されている(前掲注8・高橋一三九頁)。
- (10) 最高裁が、社会経済政策にかかわる領域についてこうした姿勢を示していることについて、尾形健・判批・社会保障法研究六号一七八頁。
- (11) 前掲注3・菊池三六六頁。
- (12) 堀勝洋『年金保険法〔第四版〕〕四七七頁。
- (13) 遺族厚生年金額は、基本的には被保険者期間と平均標準報酬月額によるが(厚生年金保険法六〇条一項一号)、被保険者期間が三〇〇か月に満たないケースについては三〇〇か月とみなして計算される(同号但書)。したがって、一種の最低ラインが保障されているといえ、この意味では、この最低ラインを下回らないことを目的とした生活保障にあるようにみえる。しかし、三〇〇か月とみなされるケースでも、被保険者等の平均標準報酬月額は考慮されるため、最低ラインは被保険者等の従前報酬によってさまざまである。この点を考慮すれば、この仕組みも従前生活水準の維持の枠内で捉えることができるだろう。
- (14) 遺族厚生年金の目的が従前生活水準の維持にあるとすれば、法の「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時…その者によつて生計を維持したもの」(厚生年金保険法五九条一項)という要件が「当該被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のもの」(厚生年金保険法施行令三條の一〇)とされ、ここにいう「金額以上の収入」が前年の年収でみて八五〇万円以上と設定されていることは、この目的と親和的である(平成二三年年発〇三三三第一号)。この八五〇万円という金額は、所得分位の上位一〇%に相当する水準であり、相当に高い。とはいえ、従前生活水準の維持という目的との関係では、このように高収入の者もその恩恵に預かりうるためである。
- (15) 厚生年金保険法に長期給付が統合される前の国家公務員共済組合法については、この趣旨を明言するものがある(山口公生編『逐条国家公務員等共済組合法』(一九八八年)四〇〇頁)。また、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法および地方公務員災害補償法において、民間企業および公務員の定年退職年齢を参考に年齢制限が設定さ

れたこと、年齢が生計自立能力の有無の判断基準として使われていること、および、妻については年齢を問わずに自ら稼得して自活することが困難なものとみなされていることについて、平成二九年判決の原審である前掲大阪高判平成二七・六・一九の控訴人（地方公務員災害補償基金側）の主張を参照。

- (16) ただし、夫に遺族厚生年金が支給されずとも、一八歳の年度末までの子または障害等級一・二級の障害を有する二〇歳未満の子がいる場合には、子に対して同年金が支給される（額は、妻が受給する場合と同じ。なお、妻に子がいなくても加算はない）。したがって、男女配偶者の処遇差は、こうした子がいる場合には、子への支給によって間接的には解消されているともいえる。また、繰り返しになるが、遺族基礎年金の受給要件は男女配偶者間で差がないため、残された父子家庭も母子家庭も同じ条件のもとで同年金を受給できる。なお、遺族厚生年金に関して受給権を親（母）がもつ場合（母子家庭）と子がもつ場合（父子家庭）では、再婚のケースにおいて子が養子縁組をしないととき（事実上養子縁組関係と同様の事情にない場合を含む）には、母子家庭の場合には失権事由に該当するが、父子家庭の場合にはこれに該当しないというように、受給権の存否が異なるケースがありえよう（厚生年金保険法六三条一項二号・三号）。

- (17) 吉原健二・畑満『日本公的年金制度史』（二〇一六年）一一頁。

- (18) 一九四七年改正当時は、男性一〇〇〇分の九四に対し、女性一〇〇〇分の六八。また一九八〇年改正は、女性の保険料率を段階的に男性並みに引き上げるとの内容だったため、一九九三年までは保険料率に男女格差が存在した。

- (19) 前掲注17吉原・畑二三頁。

- (20) なお、受給に必要な被保険者期間も、男性では五年という要件が設定された期間が長かったのに対し、女性は二年という期間が続いた。

- (21) 村上貴美子『戦後所得保障制度の検証』（二〇〇〇年）九六頁。

- (22) 年金制度基本構想懇談会報告「わが国の年金制度の改革の方向」（一九七九年）における「第二改革の方向」の「四 婦人の年金」の「2 遺族年金の水準」を参照（<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/nenkin/320.pdf>：二〇二〇年九月二〇日閲覧）。なお、「遺族年金は、働き手である夫の死亡という事故により残された妻や子の生活を保障するという機能と同時に、高齢寡婦の老後保障としての機能をも有しているが、将来、

被用者の妻の国民年金の強制加入を行い、その被用者の妻への国民年金の老齢年金の給付が本格化した場合には、被用者年金の遺族年金の性格や役割は変化し、高齢寡婦に対する老齢年金としての性格はうすれるであろう」とされている。

(23) 所得制限や性別による制限のない有期（原則として一年間）の遺族給付（調整年金）の仕組みをもつ国として、スウェーデンがある（スウェーデンの調整年金については、中野妙子「スウェーデンにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法三二号一二九頁以下）。

(24) まず、雇用保険法における基本手当の受給には、失業状態、すなわち、「労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態」（雇用保険法四条三項）にあることが必要である（同一三条）。この場合の労働の能力とは、「労働（雇用労働）に従事し、その対価を得て自己の生活に資し得る精神的・肉体的及び環境上の能力をいうのであり、受給資格者の労働能力は、安定所において本人の体力、知力、技能、経歴、生活環境等を総合してその有無を判断する」とされている（厚生労働省「雇用保険に関する業務取扱要綱（令和二年八月一日以降）」一八三頁・一八四頁）。一方、生活保護法上は、同法四条にいう捕足性の原則との関係で活用が求められる稼働能力の評価については、「年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと」とされており（「生活保護法による保護の実施要領について」昭和三八年四月一日社発第二四六号）、雇用保険法と同様に、具体的かつ個別に、多様な観点から評価する姿勢がみられる。いずれも、性別は基準として挙げられていない（なお、生活保護法における「母子加算」は、母子だけでなく父子も対象とする性に中立的な加算である。「生活保護法による保護の基準」昭和三八年四月一日厚生省告示第一五八号参照）。

(25) たとえば、日本における対生産年齢人口（二五歳から六四歳まで）比での女性就業率は、二〇一八年において六九・六％である。この数値は、遺族給付に関して男女の差がないアメリカ（六五・五％）やイタリア（四九・五％）、フランス（六二・五％）等の国よりも高く、イギリス（七〇・五％）やドイツ（七二・一％）と比べてもさほど遜色がない（労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較二〇一九』（二〇一九年）九〇頁）。

(26) たとえば、裁判上は、性別と稼働能力との関係が年金制度における男女の処遇差の合理性を問う形で検討されてき

た結果、労働市場における男女の差の存在が重要な根拠となってきたといえよう。実際、男女の平均的な差については、平成二九年判決の原審である前掲・大阪高判平成二七・九・一六が、同事件で問題となった夫への遺族補償年金の不支給決定時点（二〇一〇年）で、労働力率（女性六三・一％（女性の未婚者の場合六三・四％、同有配偶者の場合四九・二％）、男性八四・八％）、雇用形態（男性の場合、正規の職員・従業員が八一・一％、非正規の職員・従業員が一八・九％、女性の場合、それぞれ四六・二％と五三・八％）、労働者の全体において女性の賃金額が男性に比べて低いこと（概ね六割ないし七割以下）、専業主夫と専業主婦の差（専業主夫五万六二〇〇人に對して、専業主婦は六九〇万四八〇〇人）等を考慮している。そして、平成二九年判決も、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差および一般的な雇用形態の違い等、労働市場における男女差を挙げており、控訴審判決と概ね同様の事情を汲んだとみられる。

(27) 無職を経験した個人は、そうではない個人と比較して、特殊人的資本（企業間で著しい価値の差をもつ技能）の十分な蓄積が難しいこと、経済的困窮が無職期間に不可避に伴うため当座の生計を確保するために周辺の雇用に就かざるをえず、それまでに累積した特殊人的資本の移転が必ずしも実現しないこと、無職（とりわけ非自発的失業）は能力のなさなどを示す一つのネガティブなシグナルとなるため、雇用や再雇用に際しての不利な履歴として残りうること、さらに、こういった種々のメカニズムを通じて、労働賃金の低下やその後の再就職率（とくに正規雇用への就職率）、就労先における質の低下が過去の無職経験に起因して発生しうることが指摘されている（これらを指摘する先行業績については、前田豊「高齢層における過去の無職経験が与える主観的厚生への影響」阪口祐介編『二〇一五年SSM調査報告書六 労働市場Ⅰ』（二〇一八年）四五・四六頁）。なお、この無職の経験の有無は、男性の方が就職していることが一般的で、これが意識のうえでも規範化されているからこそ、男性にとってステイグマとなりうる可能性を指摘するものとして、同論文五一頁以下。

(28) 死亡配偶者の死亡時の年齢を直接に示すデータではなく、また少し前の調査ではあるが、遺族厚生年金の受給者の年齢は、三〇代までが三〇〇〇人、四〇代が二万四〇〇〇人、五〇代が二万九〇〇〇人、六〇代が七六万人、七〇代が一四五万五〇〇〇人、八〇代が一四八万二〇〇〇人、九〇代以上が三七万六〇〇〇人となっている（厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）平成二二年」）。

- (29) 障害等級の変動に伴う額の改定(厚生年金保険法五二条一項)や、障害等級に該当しなくなったときの支給停止(同五四条三項)、障害等級に該当しない者が六五歳になったとき等の失権(同五三条二項・三項)が予定されている。
- (30) 前掲注27および四方理人「非正規雇用は『行き止まり』か?―労働市場の規制と正規雇用への移行」日本労働研究雑誌六〇八号八八頁等。なお、同論文では、正規雇用への移行に男女差があることが指摘されているが、男性でも、パート・アルバイトから一年後に正社員へ移行した者の割合が約二〇% (女性では約四%)、派遣からも約二〇% (同約六%)、契約・嘱託からが約二六% (同七%) であり、移行が困難な事情には変わりがないと思われる。
- (31) たとえば、フランスでは、遺族給付の受給要件に所得に関するものがあるが、所得の上限額が最低賃金(時間あたり)の二〇八〇倍とされており、一方で法定労働時間が一六〇七時間であることからして、時給にして最低賃金の一・三倍程度の者が想定されていると考えられる(柴田洋二郎「フランスにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法三二号一五一頁参照)。
- (32) 具体的には、当時の老齢基礎年金の受給要件である二五年の受給資格期間を満たしたケースが想定されているようである(厚生労働省年金局「第二七回社会保障審議会年金部会(平成二六年一月四日)資料三…遺族年金制度の在り方」二八頁)。
- (33) 厚生労働省年金局「第二七回社会保障審議会年金部会(平成二六年一月四日)議事録」参照。
- (34) 岡健太郎「年金分割事件の概況について」判タ一二五七号一〇頁等。
- (35) あらゆる夫婦についてこの事情が該当することを明言するものとして、東京家審平成二〇・一〇・二二家月六一巻三号六七頁。
- (36) 遺族給付(寡婦寡夫年金)の受給か年金分割制度の利用かの選択制となっている国として、ドイツがある(渡邊絹子「ドイツにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法三二号一四四頁)。